

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)																																	
1	<p>本事業を計画している地域に、御社グループとして32haの土地を保有しているとのことであるが、それに対して事業計画面積が24.9haであり25ha以上に義務付けられている環境アセスメントの実施を意図的に回避した悪質な事業計画であると受け止めます。</p> <p>この様な姿勢が、地域住民の不安を増幅し御社に対する不信感を生む一つの大きな要因です。我々地域住民の強い不安を少しでも軽減する手段の一つとして、また、地域環境に本当に悪い影響が出ないかを高精度で検証するためにも環境アセスメントを実施して下さい。</p>	<p>本事業が、環境に悪影響を及ぼさないか強い不安にさらされているが、今回の説明会や資料では疑問点が多くその不安が逆に更に増幅してしまったため。</p>									C														N											
2	<p>産廃最終処分場事業を安全に運営し維持継続していくためには、管理マニュアルや作業手順などの社内規定を作成し標準化するのには企業の社会的責任として必要最低限の事。</p> <p>しかし、これだけでは不十分。周囲(当該地域)に迷惑をかけるためにも第三者による監視は不可欠です。</p> <p>従い、環境に影響を及ぼす可能性のある事業を行う多くの企業が当然の事として取得している環境マネジメントシステム規格「ISO14001」を認証取得しその後も認証を継続していく事として下さい。</p>	<p>事業運営の安全性を確保し維持継続できているかを定期的に第三者が検証することにより、不具合発生リスクを低減させるため。</p>																								L										
3	<p>近年、PFAS(有機フッ素化合物)による水質や土壌汚染が各地で確認され人体への影響が大きな問題となってきました。にも関わらず、水質管理項目にPFASがありません。この一つの事に対する姿勢をみても、営利を優先し地域住民の安全を軽視しているとしか思えません。従い、PFASに関しても定期的に水質(1回/1か月)と浸透水放流部付近下流における服部川堆積土壌(1回/4か月)の検査を実施し監視していく事として下さい。</p>	<p>各地で廃棄物によるPFASの汚染が確認され健康被害が社会的な大きな問題となっているため。</p>													F												M	N								
4	<p>本事業を実施する区域は流量の少ない服部川の最上流部に近接しており、有害物が流出した場合、服部川の水や堆積土壌が高濃度で汚染される事が推測されます。そのすぐ下流部より生活用水や農業用水取り込んでいるため、健康被害や農業被害(米・麦・大豆や野菜が土壌汚染により永年にわたり作れなくなる)が発生し、中でも米は伊賀米ブランドとして人気が高く各地へ販売しており健康被害が広範囲となり、莫大な人災となります。従い、搬入される産廃物は100%安全であることを確保してもらわなければなりません。その100%の安全性(有害物質が含まれていない、化学的反応により有害物質が発生しない、放射線汚染物が含まれていない)を確認・確保する完璧な具体的手段を提示して下さい。説明会や資料の内容では誰が聞いても見ても安心出来るものとは程遠いものです。</p>	<p>搬入される産廃物の100%の安全性を確保する手段が見えないため。</p>																												B			E	F		
5	<p>石綿含有産業廃棄物に関し、下記の内容についての見解を明示して下さい。</p> <p>①搬入を予定している石綿含有産業廃棄物の詳細(種類・耐薬品性・再発塵性など)</p> <p>②石綿が浸透水に混じた場合の検出方法及びその除去方法。</p> <p>③自然災害などにより地表に露出し飛散する可能性及び露出した場合の処置方法。</p> <p>④石綿含有産業廃棄物がレベル3であることを確認する具体的方法及びレベル①&②が混入する可能性が絶対ないと断言できるのか。できるのであればその根拠。</p>	<p>石綿含有産業廃棄物の内容及び不具合発生リスク把握のため。</p>																																		D

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)													
6	説明会資料の24ページに「事業地からの浸透水の流入量が少ないことから・水質に著しい影響を与えることは想定されません。」との記載があります。 当然、当該地域における過去の雨量などを調査して判断されていると思いますが、具体的な数値で説明して下さい。 当該地域は、伊賀市では比較的に雨量の多い地域であり隣接する笠取山において遠くない過去に線状降水帯により時間雨量120mmを記録したこともあり、流入量が少ないという感覚がないのですが。	浸透水の流入量が少ないとは思えないため。							F	G						
7	処分場閉鎖後に問題が発生した場合の責任と処理や補償をどうするかの説明がないので明文化して下さい。	処分場閉鎖後の責任の所在を明確化しておく必要があるため。													I	
8	本事業は、地域住民の生活領域にあまりにも近すぎます。有害物質が流出すれば計り知れない莫大な人的被害や経済損出が発生する地域環境にあり、地域住民が日々心配し心休まることのない生活を余儀なくされます。 地域住民の大半が反対している完全アウェーの中で、御社としてもその様なリスクを背負いながら強引に事業を運営していくことは心が休まらない日々になるのではないのでしょうか？ 有害物質が搬入され埋め立てられる可能性は100%無いと自信をもって言い切れますか?言い切れるのであれば地域住民が納得できるその根拠を示して下さい。 言い切れないのであれば、今一度、本事業を行う地域の生活環境や住民の声などを調査・把握して、問題発生時に及ぼす社会への影響の大きさを熟考され、また、御社が被る代償(民事的、刑事的)を熟慮のうえ、その計画を中止するという英断を切に要望します。	本事業はあまりにも生活領域や水源(服部川)に近く、有事の際の被害の大きさを鑑みて無謀な計画であると判断するため。	A	B												N
9	使用する遮水シートの耐久性(劣化性も含め)を教えてください。また、経年により浸透水が遮水シートを通過し地下水に流出する可能性についてはどの様に考察しているのか明示して下さい。	使用する遮水シートの性能や耐久性が知りたいため。							F							N
10	本事業に関して、御社が有する経験値・知識レベル・技術力・各種人材(検査員、水処理やその設備に関する技術者及び運転員、埋立を行う作業員、全体を総括する管理者など)の技量を明示して下さい。	本事業に関する企業としての総合力が心配であるため。													L	
11	水処理施設に関する具体的な内容の説明会を計画して下さい。時期は今すぐでなくても結構です。	水処理施設の内容を知りその安全性を確認したいため。							F							N
12	BOD・COD・SSの水質予測について、下記の質問にお答え下さい。 ①BOD・CODについて地点1及び2で悪化する原因は何ですか?地点3では変化がないのは何故かを具体的に教えてください。 ②SSについて三つの地点とも変化しない理由を具体的に教えてください。	水質予測の根拠を知りたいため。							F							

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)														
13	大気・水質・土壌の測定に関して、不正がない事を証明するために御社と利害関係のない計量証明事業者認定を受けた企業・機関で行うようにして下さい。また、そのデータを定期的に伊賀市に報告して下さい。	大気・水質・土壌に関する正確な測定を実施し、企業の社会的責任として地域住民にその情報を公開することにより、生活環境が保全されているかを確認したいため。							F						L		N
14	不具合の兆候を早期に発見しその発生を未然に防止するために、重要と思われる項目に絞り測定頻度を増やし傾向管理を実施していくという事も取り入れて下さい。 この場合は、費用を抑えるために内部にての測定でもOKと思います。但し、相関関係を把握しておくことは必要です。	不具合の発生を未然に防止するため。							F						K		N
15	地盤の安全率に関して、地震の震度はいくらを想定したのですか?	地震の震度をいくらで想定したのかが解らないため。									G						
16	石綿含有産業廃棄物の運搬に関して、どのような対応を行いますか?具体的に明示して下さい。	運搬における不具合防止の観点からその対応を知りたいため。															
17	地下水の調査を行わない理由として、「・・・施設が存在が下流域の地下水等に影響を及ぼす可能性が小さいと考えられます。・・・」との事であるが、地域住民としては生活がかかっている重要な事項であり「可能性が小さい」では済まされない。 「可能性がない」と言い切して下さい。言い切れないのであれば調査を実施して下さい。	地下水への影響に関して不安が増幅したため。							F								
18	搬入車両に関して、特に処理場からの退場時にタイヤ等に土が付着し道路を汚したり近隣住宅に埃として飛散する可能性はありませんか?あるのであればその対策を実施して下さい。 (対策内容を明示下さい)	搬入車両による国道・市道の汚れや埃被害が心配なため。							F	G	H						N
19	ページ8(13)交通計画 市道5087号は、大型ダンプに積載された荷重に耐えられる構造になっているのですか。	生活道路の機能が維持させることができるのか。													H		
20	ページ4(8)事業計画スケジュール2造成工事開始伐採木や掘削土はどのように処理されるのですか。	造成計画が明示されていない。															M N
21	ページ3(4) 「産業廃棄物の処理施設において...」 建設現場から出る建設廃棄物であっても、分別されていけば受け入れされるのですか。	廃プラスチック類の配管材の接着剤は安定型産業廃棄物に該当しないのか。															

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)																	
22	ページ3(4) 「産業廃棄物の処理施設において・・・」 建設現場から出る建設廃棄物であっても、分別されていれば受入れされるんですか。	建設業者は信用できない。											D	E						
23	ページ5(10)最終処分場の構造(埋立構造) ②集排水施設の設置の完成検査は、だれが行いますか。	業者任せでは信用できない																		L
24	ページ52展開検査場(埋立場内に設置) 「搬入された廃棄物は、処分場に設けられた・・・」 となっていますが受入車全車検査されるのですね。 返品、返車になった排出事業者にはどのようなペナルティー科すんですか	抜き取り検査では信用できません。 排出事業者の品質意識が分かりません。												E						
25	ページ6※上記①②の補足説明の この構造にすることにより、埋立地内部に水やガスが溜まらないように管理します。 となっていますが、どのように管理されるのかが分かりません。 ガスが溜まったらどのように対処されるんですか。	ガス検知方法が明記されていない。														G				K
26	(11)4最終処分場の維持管理方法 「車上検査にて許可品目以外の混在、混入・付着がないか目視確認を徹底し・・・」となっていますが、目視以外の検査を考えなかったのですか。	カメラ等の先端技術をなぜ使わないのか不思議である。検査技術は30年前も同じであると思う。												E						
27	(11)4最終処分場の維持管理方法 「車上検査にて許可品目以外の混在、混入・付着がないか目視確認を徹底し・・・」となっていますが、どのように徹底するのか具体策を提示してください。	作業員の目視・嗅覚感覚はどのように教育された方が配属されるのか分らない。												E						L

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)										
28	<p>①産廃施設建設計画について該当地域への事前相談をしなかったのは何故か。 全てが法的な処理で済まされるなら住民が納得できる法改正が必要です。</p> <p>②産廃施設の建設場所としてなぜ下阿波地区が候補地になったのか。該当地区の住民(服部川から取水して生活する者)が飲料水や農業用水などに使用している水が汚染されるのではないかと不安になることは企業として考えなかったのか。</p> <p>③産廃事業計画の概要に、社会的意義サステナブルな社会を目指すと言っていますが、もっともな内容であると思います。持続可能な社会を継続していくためには、人が健全な生活を維持していくことが最優先されるべきと考えます。企業側の事業計画の概要・理念などには、このことには触れていません。重要な事項です。</p> <p>④産廃施設計画の概要資料は、一見きちんとまとめられた資料のように見えます。事務的に処理された印象があります。例えば、水質検査の数値や施設が稼働した時の予想数値など、その内容はどこが保障するのか責任の所在がはっきりしていないので疑問であり不安である。このような企業には、日本における産業の安定した経済活動を支え持続可能な社会を目指すといったことを言える企業の資格はあるのだろうか、ないと考えます。到底、産廃事業を任せられる事業者でないと思います。</p>	<p>①法的(廃掃法)には、事前相談は三重県となっているようですが、原発の誘致に関することでも住民との協議が行われているように、生命に関することでは同じレベルの問題である以上、住民への説明は事前に行い計画を進めていくのが当たり前のことではないかと思えます。環境を重視する企業として住民への配慮がな過ぎます。人体に影響を及ぼす汚染水の流出など、想定外の事態が起こることも十分考えられます。私たちの生命にかかわる問題であり、もし施設の建設が許可になれば未来永劫不安な日々を送らねばなりません。</p> <p>②産廃施設を建設しようとしている土地は、この目的のために土地を買収したものではありません。この土地は元々ゴルフ場を建設事業に準備された土地であり産廃事業を行うために適正な土地として準備されたものではない。遊ばせておきたくない土地だからという理由で、産廃施設の建設事業を行うのは、あまりにも下流地域の住民の生活及び生命を軽視していると思えます。</p> <p>③持続可能な社会を継続していくためには、それ以前に、私たちが生活していく上で必要不可欠な水を確保することは、もっとも重要なことです。それを確保してから維持可能な社会があると考えます。健全な生活を維持していくことが、最優先されるべきと考えます。</p> <p>④企業側が調査測定した数値は、いくらでも改ざんできるでしょう。大企業でもデータの改ざん問題が発生している。事業の健全な運営にあたり第三者のチェック機関による保証システムの導入(例えばISO14001環境マネジメントの認証取得)が必要不可欠だと思います。ましてこの計画は、人の生活生命に直接かかわることですからこの導入を考えもせずにこの事業計画を立てた企業の思想に問題があると思えます。</p> <p>疑問と不信感 説明会に対する企業側の姿勢について 説明会の開催は、法に基づく手順で開催し実績を残せばという感じを受けた。 「会場の借用終了時間が来たのでこれで終了します」といい説明会は終了。まだ挙手をして質問しようとしているのを拒否し閉会。企業側が理解を得るために開催した説明会であるのに誠意は感じられなかった。日を改め説明会を開催するのが企業側の対応ではないのか。事務的に開催された説明会であることが見え見えである。伊賀環境サービス(株)は現在従業員がいないとの事。社長一人の会社で最高責任者である社長が説明会に出席していない。質問には答えられない状況で説明会を開催したと言えるのか。コンサルティング・有識者(環境生活)の方が同席していたが何のため?必要でしたか。発言はありませんでした。(サンショウウオの生息の話のみ)今回の説明会で確信したことは、このような会社に産業廃棄物の最終処分場を任せるとはあり得ない。不信感だけが心に残った。</p> <p>説明会までの経緯で疑問に思うことは三重県は、この計画についてどのようにして判断をして企業側に、計画を進めるよう指導したのか理解できません。下阿波地区の産業廃棄物最終処理場建設予定地は、服部川下流で生活水(飲料水・農業用水など)を取水していることを承知しているはず。この産廃最終処分場建設計画の資料を綿密に確認した調査を行った結果、今後のスケジュールを進めたのだろうか。想定外の事態が起こった時、国や県市が対処できる覚悟はあるのでしょうか。生命にかかわる水資源をどのようにとらえているか考えを聞かせて欲しい。法的には中立の立場である県や市の担当職員は、説明会に参加しないとの事ですが、同席頂いて住民の考え方を聞いていただくことが大事ではないかと思えます。</p>	A	C	F				K	L	N		

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)																
29	<p>①想定外の環境汚染(特に水質汚染)が発生した場合は、生活用水を服部川から調達している山田地域住民へ深刻な被害を与えるものとなります。起こりうるはずのないことが起こった場合の「危機対応方針」を地域住民への被害補償を含めて具体的にお示しいただきたい。御社だけでなく、親会社の株式会社ダイリー社との連名での誓約書提出等で本事業に向けての覚悟をお示しください。</p> <p>②本事業完了(2033年8月閉鎖完了予定)後は、同近隣地(既存所有地)において同様の事業を計画実施しない旨の誓約書を提出いただきたい。</p>	<p>①福島原発事故のように想定外の事象が起っても、我々住民はこの地域に残るしか術がありません。親会社の経営理念である「自然環境に配慮」「地域社会に貢献」するためにも、地域に寄り添った方針をお示しいただきたい。</p> <p>②「生活環境影響調査」内に、事業計画地を含む服部川支流の流域の面積は約550,000㎡であり、それに対して計画地内の埋立区域(土堰堤を含む)の面積は約20,000㎡である。埋立区域が流域に占める割合は約4%であり、施設の存在が下流地域の地下水位等に影響を及ぼす可能性は小さいと考えられることから。</p>	A									K	L		N				
30	日常生活の生命線である水道水等々河川に求める者として、とても不安で容認できません。反対です。	河川上流での事故は、1度でも発生すれば、取り返しがつかないと考えます。生活用水は命														F			
31	水質汚染が第一に不安である。生活者にとっては健康維持を望むところである。断固、反対です。	記載なし														F			
32	この度の産業廃棄物の処分場は中村地区をはじめ山田地区の水源の上流に設置されようとしています。良質の水道水の汚染が危惧されます。計画を撤回されたく意見書を提出します。	汚染水の流失が危惧されます。														F			
33	河川への流出による水質汚染、土壌汚染等か懸念される。データの説明がありましたが汚染物質が含まれている可能性が高い様に思います。断固反対します。	水質悪化、土壌・環境による風潮作物が懸念される為														F			
34	最終処分場はごみが出る以上必ず必要なものです。しかし、生活をしているものにとっては、近くに最終処分場ができるのは不安でいやなものです。生活環境に及ぼす影響は著しいものではない環境を適正な水準に維持することができるのですが、御社は民間企業であり、いつまで維持管理できるものか不安であります。永久的に維持管理を適切に行い環境を守っていただけるのであれば特に問題はないのかもしれませんが確ですか？	有害物質の流出、拡散の危険性をいつまで無くすることができるのか不安である。														F	I		M
35	<p>説明会資料1-1本事業の社会的意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立工法がセル&サンドイッチ方式であることについて <p>1)単に廃棄して覆土するだけの大規模災害を発生させる可能性がかなり大きい埋立状況であるのに、何をもって大規模災害に備える防災拠点となりうるのか。</p> <p>2)26万m3もの廃棄物を埋め立てて放置するだけの事業について、何をもって豊かな自然との調和を図りながら持続可能な適正処理を確保するといえるのか。</p> <p>3)近年の線状降水帯等予測できない豪雨にさらされて埋め立て廃棄物が流出する可能性が大きいのに何をもって安全で信頼性の高い処理施設といえるのか。</p> <p>4)水道水源地に廃棄物処理施設を設置することがどうして地域との共生が図られる事業といえるのか。</p>	以上、基本的な事業目的が大きく矛盾しているため事業計画を認められない。	A												F	G		M	

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)																									
36	説明会資料1-2事業計画の概要(9)② 展開検査場における検査方法等 1)1日300㎡もの産業廃棄物を50cm程度に敷き均し、検査員による検査で不適切な廃棄物を混入させないとしているが、どのようにして検査を行い判断するのか。 2)将来不適切な廃棄物が混入されたことによる現象が判明した場合にその損害賠償を保証できるのか。	検査方法が曖昧で不適切な廃棄物を排除できる説明が出来ていないので事業計画を認められない。									E	F										K						
37	安定型処分場の問題点 安定型処分場で埋め立て処分される産業廃棄物は決して性質が科学的に安定していない。安定処理物5品目の中には酸性雨などで化学変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくず金属くずが含まれているのではないか	他地区の安定型処分場で有害物質の流出による汚染事故等多くの問題点がある。		B																								
38	今回計画の産業廃棄物処理場がもたらす自然環境や山田地区住民の健康、生活への影響が懸念されます。山田地区は区民がいつまでも安心して暮らせる町づくりを将来像とします現在において合意形成なされていない設置計画に反対するものであります。	この計画は地域住民に対して農業経営や生活環境への影響さらには環境汚染や風評被害など計り知れない不安をもたらしている	A																									N
39	将来ほんとうに我々の子孫まで含めて本当に安全なのかどうか、被害が無いのか? 処理場に持ち込まれる廃棄物の中に有害な物が入ってこないと言う保証が何も無いと言う懸念がかなりある	国も安定型処理施設の問題点を認識し他地区で多くの問題が起きており完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるから		B																								
40	完全に安定産業廃棄物5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であり安定産業廃棄物、5品目自体に性質が安定していないものがあると言う問題やあるいは有害物質の流出、拡散の危険性があることが危惧される	産業廃棄物の検査において混入、付着については目視のみで臭いのある廃棄物は絶対に、埋め立てしないと言うことだが職員だけの検査では信用できない																										
41	私共山田地区の農産物生産者は上流で産業廃棄物の最終処理の施設を造る事に反対致します。その施設の基準値が満たされていてもその下流の水を使って生産する者にとって又飲水として使用している者にとっては大変危険な物で有ると思います。	下流で生活する物にとっては、水俣病や福島原発の放射能被害の用に風評被害によって何年も又一生産物が生産出来なくなる為断固反対																										
42	説明員は疑問・資問は真摯に聞いていたと思う。ただ返答は全く聞けなかったと思う。責任ある立場の人間の出席が無いので、返答出来なかったと思う。 「安定型産業廃棄物とは、有害物質・有機物などの付着がなく、雨水などにさらされても変化を起こさない廃棄物です。」と有るが廃棄品名(石線含有廃棄物を含む)アスベストは有害物質ではないのですか? 又、雨水にさらされても変化を起こさないが、それが酸性雨でも同じ事がいえるのですか? 埋立地底版側壁に遮水シートの施工が無い事に大きな不信感を抱いています。遮水シートの設置は最低限度の対処と考える。水道水上流であるとの認識が薄いのではと思える。	事業展開する権利は認めるが、そもそも水道水源上流に処理施設を設けようとする事が理解出来ません。県内北部で産廃処理施設へ不法投棄され、事業者不明なのか、その能力が無いのか。県が代執行している例も有り、不安が大きくなっている。																										
43	水質保全による服部川に係る水稲、野菜、川魚など、災害による水質の悪化等、将来にわたって不安がある。よって、処分場の設置をしないようにしてほしい。	不安に感じている者のいることを無視しないでほしい。 作るなら大都市の近郊に作れないのか。田舎を軽視している。																										

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)																		
44	産業廃棄物処理場設置に反対します。 まず、産業廃棄物の安全性がどう担保されているのかが不明。勿論、マニフェスト管理は、されていると思うが、中身迄の信用性が無いと思うし、仮に、水質汚染が発生しても責任を取れないし完全に元に戻すことは不能。流出すれば、水道水は、勿論、農作物への悪影響も多大にある。加えて、設置後の伊賀米コシヒカリブランドへの風評被害も予想される。 次に業者の信頼性が無い。HPを確認しても資本金500万とあるが、組織概要も不明。ISO14001の取得も不明。	たぶん、設置業者は、確実に流出防止策を講じると言われるが、これを技術的に確実性を担保出来るかが大きく疑問に思う。流出してからでは、もう遅い。これからの世代のためにも、危険性を排除出来ない産業廃棄物処理場は、不必要である。								E	F				J	K	L				
45	本来、美しい水で米作りし、水道水を使用している。そこに産業廃棄物処理場をつくるとは絶対に反対である。びっくりしたのは、ディリー社が、説明しているが、伊賀環境サービスの会社はディリー社がつくったもの。社長がこないわけだ。さらに伊賀市にあるニチニチ製薬も同じ会社とはおどろきだ。	伊賀市大山田地区の環境を悪くするだけ。 反対である。今までこんな悪い会社みたことない									F							L			
46	服部川流域で生活をする人々の命を守る水道水、農業用水として利用している大切な水の水質と生物、景観の保全のため、先人達が命をかけて植林等を行い良い水と山林の保護をして来たものを破壊する行為である。	自然災害(東南海地震等)など今後起きる可能性が心配されている現在において、産廃計画箇所も被害に遭う恐れもある。当施設は基準を評価されるとしても完璧(現世には完璧なもの無い)なものでは無いと考える。この流域に住む人としては水質汚染や搬入車両の増加による排気ガス、交通事故の増加等々、未来永久にわたり、被害の恐れに遭うことになるようなものには同意できない、大反対である。	A								F		H								
47	人間に一番大事な飲み水なのに上流に、産業廃棄物の処分場を持って来るとはいかげな？ 作った矢先はいいかもでも長年すると汚染が蓄積されて、子供の代になると大変危険になると思う どんな物を搬入するかをはっきりと決めてほしい	記載なし							D		F										
48	臭いはほとんど出ないとの説明書ではあるが、出てる事には違いはなくそれは悪臭であることも視野に入れて対策設備を導入すべきではないか。 また埋めている以上、永久に出る可能性があり恒久的である必要がある。	生活環境で不快だなと感じるのは臭いからです。									E				I						
49	埋立後のことではあるが、埋立が永久であるが故に水質、悪臭、土壌等の生活環境を侵害してくる可能性は無いとはいえ、特に谷に埋立などは平地に穴を掘って埋めるよりも崩れる可能性はあると思います。 近年の気候変動で集中豪雨が多発し、永久である埋立ならば崩壊が起きる可能性もゼロとは言えず、起きれば生活環境への被害が甚大と予測されますが、この事業計画は埋立後のことを永久であることを念頭に置いた計画ですか？	我々、子孫それが連綿と続くサイクル(永久)であるから、恒久的な対応してもらわなければ生活環境として対等ではない。									E	F			I				M		
50	・水質検査等で基準値を超えた場合、事業をストップし、対応を考えるとあるが、その場合どのように対応するかを示すべき。	基準をこえた有害物質が検出されて、止めたとしても、水道水や農業用水として使用しているものが突然使えなくなったら生活できない。その際どのような対応となるのかわからないまま、事業の開始は納得できない。																K			N
51	水質検査や搬入内容物の検査など、事業者内部ではなく、公平な立場のところかもしくは住民側が推薦する検査機関等が実施し、公表すべき。	内部で検査しては、信用が得られない。										E	F						L		

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)																			
52	国道の廃棄物運搬時には、積み荷が密閉された状態で運搬するべきである	どのような廃棄物が入っているかすべてのものを公平な立場の人がチェックすることは難しい。しかし、1日何十台もトラックが通る脇で畑を焼いている人たちがいて、野菜を口にする。浮遊する可能性のあるアスベストや有害物質が飛散し、生命を脅かすことがおきてはならないため。								D			H							L		
53	・最終、事業終了後の跡地の活用として防災拠点とはじめに書いてあり、そのように読み上げていたが、跡地活用についてはまだ決まっていないと発言されていた。実際はどうなっているのか。	書いてある防災拠点は何を意味しているのかわからない。	A																			
54	○安定型産業廃棄物最終処分場からの汚染水により「水道水」や「農業用水」が汚染され、住民の健康に深刻な被害が生じる恐れがあると共に、主要農作物である「伊賀米」に対して「風評被害」が発生し、農業生産者に深刻な被害が生じる事が大いに懸念されることから、「安定型産業廃棄物最終処分場の建設」には、絶対反対です。 ○安定型産業廃棄物最終処分場から汚染水が漏れ出す事は「絶対無い」と説明があったが、本当にそう言い切れるのか甚だ疑問です。現実に国内の各地で汚染水流失に係る裁判が行われており、説明を信用する事が出来ない。「水道水」や「農業用水」の汚染が大いに懸念され、このような所に子や孫を将来に渡って住ませる事は出来ない。地域のイメージダウンになると共に、安心安全な生活環境と良質な農地が失われる事が大いに懸念されることから、「安定型産業廃棄物最終処分場の建設」には、絶対反対です。	○現実に各地で、安定型産業廃棄物最終処分場から汚染水が流出する事案が発生しており、また日本弁護士連合会からも「安定型産業廃棄物最終処分場」に対する意見書が出されていることから、事業者の説明は全く信用する事が出来ない。 ○住民説明会に事業者の代表者の出席も無く、地域住民に対する「誠意」や「思いやり」が全く感じられない。このような事業者を全く信用する事が出来ない。							B				F								J	
55	反対します。	川下でお米など生産しており風評被害、おせん水処理水などから水質おせん。												F								
56	水が汚れるのが困ります。	記載なし												F								
57	・下流域への水質汚染 ・地震等、天災時に倒壊した場合の被害 ・あなたの住んでいる所の(自宅)の横に作ったらどうですか	・水のきれいな村でいたい ・農産業への被害											F	G								M
58	水が汚れるのはいやだ	人体がしんばいだ											F									
59	安定型産業廃棄物最終処分場からの降雨等による有害性のある物質の流出 令和6年7月下旬の秋田・山形県等の豪雨による自然災害が当該地域に発生した場合を含め。	人体・動植物への有害物質の積年の影響											F	G								M

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)															
60	・生活用水の汚染特に飲料水の汚染問題が起きてからでは遅い。 ・稲作関係、産廃処分場下流域で栽培された伊賀光(特Aランク格付)の風評被害	記載なし								F			J					
61	淀川、木津川の最上流である服部川のすぐそばに産業廃棄物の処分場を作れば万が一の事故発生時はその影響は甚大であると容易に想像出来る。 汚染はないと言っても絶対安全との保証はない問題が起きてからでは遅いので処分場を作るのは絶対反対です。	処分場の立地条件が悪すぎる。			B	C												
62	生活用水、井戸水にも関係します、やめて下さい。	記載なし								F								
63	・水質汚染や環境に悪影響与える。	記載なし								F								
64	・本件の産業廃棄物処施設建設に反対の立場です。令和6年6月12日放送のNHK・クローズアップ現代で、紹介された岡山県吉備中央町で水道水に「PFAS」(有機フッ素化合物)が高濃度で検出されている。関係省庁より全国的に点検の指示されたところです。 自然環境豊かなこの土地大山田は、服部川の水流を飲料水として、また伊賀米(特A)の生産に使用している。人体への被害また伊賀米への風評被害にも多大の影響が懸念されると考えられます。以上より、建設は許しがたい。(絶対反対です)	地元説明会での担当(大城氏)の回答は全く不十分であり、誠意が感じられなかった。またこの事業に関わる企業は令和3年5月設立で、事業実績なく、正にペーパーカンパニーである。 万一後日問題が発生する時には実存しないと考えます。社長不在の説明会であり、誠意が感じられない。 遊休土地を何とか活用したいとの住民不在の計画と考えざるを得ない。							F				J					
65	処理施設の設置に反対します安定型最終処分場の1割から汚水が流出しているという報道があります。埋める物に有害物質が混入したらすぐに土壌汚染地下水汚染につながるようになります。展開検査や水質検査を定期的実施することが必要だと考えます。ニチニチ製薬さんと同じグループ会社ということで実施は可能だと思います。	自分で出したゴミはゴミは自分で処理するのが常識だと思います。伊賀にまで持ってくる必要はない。			B				E	F								
66	服部川は大山田地区を流れ、その下流に水源地がある。大山田地区に住む人だけではなく、木津川に合流し、重要な水資源である。土地を取得したからと汚染源となりうる。産業廃棄物処分場の建設を今やすやすと許してはならない。 断固反対する!	過疎が進みつつ地域に住む者にとり、緑多き山里安心して飲める水、広々と延びる田畑は何にも増して自慢できるものであり、続いていってほしい宝である。				C												
67	・私たち出後区の人々は、昔から地下水の井戸水を利用して生活を営んできました。まぎれもなく地下水を活用している。地下水が汚染されると大変なことになります。現在では地震などの災害が起きたときの、安心して飲める井戸水として指定しています。 ・一度汚染されると、二度と戻りません取り返しがつかなくなります。 汚染水を飲まされる子どもや孫、ひまごの姿を見たくはありません、耐えられません	・人間の健康被害が考えられるから、チェックしたり、処理したりする必要があるものをわざわざ飲まされる理由が見あたらない。 断固反対する。								F								
68	中村~広瀬間は頓宮断層という活断層がある所です。この様な所に産廃最終処分場をつくるというのは、常日頃から水質、土壌汚染が心配されますが、万一地震があった時は取り返しのつかない事になります。 以上の理由で建設は絶対反対です	水質・土壌の汚染								F	G						M	

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)																							
69	水質について、現在問題となっているPFAS(有機フッ素化合物) に対する対策が、本事業計画書には、一言も述べられていない。よって、本事業計画には反対する。	報道によると、環境省が定める水道水の基準値以上のPFASが検出されている事例が、東京多摩地区をはじめ他の地区でも報告されている。PFASは、金属メッキ液等に含まれており、自然界では分解されず、土壌に堆積する事で、長期間残存し、徐々に析出し、水道水に含まれ、人体への影響に及んでいる。 川下の我々にとっては、この水を水道水として使用するので、死活問題であると考えざるを得ない。よって、本事業計画に反対するのである。												F												
70	水田におよぼす水質の不安 大雨などにより土砂崩れなどがあった場合、下流への土壌や水質の影響は無いのか、下流地域の稲作への風評被害	下流地域に住んでいて、米の生産をしている為												F	G				J						M	
71	基本的には、安全が又安心が確保できるのかどうか問題だと考えます。当然作る側としては安全ですとしか答えられないですがこれからの(未来構創)があるかどうか私は心配です。メリットとデメリットの関係もあると思いますが、もっと説明することも大切だと思います。21世紀は女性の時代 沢山の意見を聞くべきでは...と考えます。	自分の大切なふるさとを、安全な生活を守りたいから、未来の子ども達に安全をのこしたいから																								N
72	自然環境、生活(今後の影響等)、悪影響が懸念される ・ 服部川下流への汚染水として水質への影響 ・ 水道取水への汚染の不安、川の中の生物(オオサンショウウ魚等への影響) ・ 伊賀米としてのブランドに対する風評被害 ・ 業者に対する、事業取組、組織が不明確	・ 子孫の代への影響が非常に心配である。 ・ 自然体系の変化が不安。													F				J					L	M	
73	水源の上流に産業廃棄物場とはあってはならないです。 淀川の源流、水質汚染につながります。 風土、地質が清らかな土地です。流れ出るであろう汚染水 (いろんな所で聞かれます)	自然豊かな伊賀のこの水源の上流に廃棄物場が立ったら水、土の汚染が心配されるため													F											
74	水質について、現在問題となっているPFAS(有機フッ素化合物) に対する対策が、本事業計画書には、一述べられていない。よって、本事業計画には反対する。	報道によると、環境省が定める水道水の基準値以上のPFASが検出されている事例が、東京多摩地区をはじめ他の地区でも報告されている。PFASは、金属メッキ液等に含まれており、自然界では分解されず、土壌に堆積する事で、長期間残存し、徐々に析出し、水道水に含まれ、人体への影響に及んでいる。 川下の我々にとっては、この水を水道水として使用するので、死活問題であると考えざるを得ない。よって、本事業計画に反対するのである。													F											
75	温暖化により各地で異常気象により土砂くずれ等の天災が発生しており、処理場にも被害が起こり、汚染物質の流出により環境に悪い汚染物質により生活に悪い影響が出てきます。	問題があれば飲料水だけではなく、農産物(主に水田)に被害を受けます。													F	G									M	

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)											
76	どのような産業廃棄物なのか、木材、石材、金属類、廃油、生ゴミ・・・最終処分施設とは、どのような施設なのか、埋立、焼却、圧砕、・・・持ち込まれた、廃棄物の分別はどうするのか、一日当たりどれくらいの量が搬入されるのか現在でも国道163号線は大型トラックやダンプカーが通行しているが交通障害に問題はないのか地域住民が立入検査することができるのか。	上記疑問の解答を知りたいため						D	E		H			
77	1.対象外の廃棄物(有害物質)の混入を100%防ぐ設備としてほしい。 2.全検査結果、異常発生時の状態は即時無条件公開を希望(契約事項と)する。 3.異常発生時の処置は事前に取り決めて対応時間の短縮をしてほしい。	水質汚染の発生を将来にわたって100%無くすことは必須事項である。							E	F			K	
78	飲み水、水田、生物、目に見えない物までを含め、川の水質に影響します。 最初は、それ程、影響が無くても、地下に蓄積され、それが何年、何十年で高濃度の汚染になる事もあります。そして健康被害に及ぶことも多々あります。これからの子ども達にも、今の環境を残してあげたい。切に願っています。自然を大切にしてきた住民として反対します。	記載なし								F				
79	建設反対です 最終処分場に降った雨は、汚染され、服部川へ流入します。私達は、その汚染された水を使用し稲作をすることとなります。	稲作について、風評被害が生じ、精神的苦痛となります。								F				
80	PI(1-1)「大規模災害等に備えるための防災施設として」 →非常に有意義とは、具体的にはどういうことですか? P6(11)「最終処分場の維持管理方法」 →水質検査測定は専門機関に委託してほしい。 P13「生活環境影響調査結果について」 →「PFAS」について項目に追加してほしい。 米、野菜の風評被害の対応は? P22、24、28.「生活環境保全水準を満足すると評価」 →専門機関の評価は?	当地域や子、孫のために不安を払拭し現状の環境保全のため意見、具申します。	A							F		J	N	
81	①水質予測のNO.3地点では現況と同等の数値が示されており、予測水質はデイリー社の過去資料の平均値によっていますが、浸出水の水質は、降水量・埋立廃棄物量・季節(雨期乾期)等で変化するものと思えます、過去資料でもBODCODではほぼ最大値であることから、予測は最大値で計算するものと考えます。ここでSSは33mgになっていて基準の25mgを超えているこれはいいのか。 ②水処理施設を考えているようですが、流入水とBODCODSSの処理能力をどのように計画しているのか、またこの施設の耐用年数は、施設の更新はありますか。	下流住民として放流水質は、未来永劫現況に同等と考えているが、全く他所からの廃棄物処理で豊かな自然を壊されることに同意出来ません。								F				
82	この計画地は、山田地区水源地の上流に位置していることから、地震や事故等により一旦不測の事態が生じた際には、浸出液の未処理水が流れ出すことも予想され、下流給水区域の水環境への不安を抱かざるをえません。農業用水についても同様であります。国の特別天然記念物であるオオサンショウウオの生息も確認され、子孫に残す豊かな自然環境を守るため、また、伊賀米や野菜の農業における安全性を確保するため関係地域住民として意見します。	上記により計画反対								F			K	M
83	・アスベストを搬入する運搬車から、アスベストを含む粉じんが飛散するが それに対する対策はどうするのか ・長雨や大雨時、浸出液の量が増えた場合にも問題なく	記載なし						D		F	G			M

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)																				
84	①PFASの検出により岡山中で水道水が飲めない問題がでているので国の対応が明確になるのを待つべき。 ②川越で20年前に埋めた石膏ボードが原因と思われる硫化水素検出これも三重県による調査を待つべき	上記参照お願いします。 自然は自然のままが良い。										D	F										
85	廃棄物をセル方式及びサンドイッチ方式で処理し、汚水は処理後完全に処理し服部川に放流するとあるが事故が起き、不敵な物質は水に混ざった場合は、除去が出来ない。よって安定型産廃処理分場を川上に設置することは、絶対反対する。	設置に対して絶対反対理由 浸透水・地下水等に悪化が認められた場合は・・・とあるがそれですでに放流された水はどうなるのか。事故が起きてからでは、手の打ちようがありません。不純物は目視検査では発見できません。											E	F									
86	業者の取り組み姿勢について、疑問を呈する。	説明者が回答できない。今からこのような責任のない会社の言う事、事態信用できない。 ①わが社が委託されました。ではどこまで委託されているのか。即答できない社員を送り込み、納得しろとは、無理な話。 ②今回は計画を立て直すなり、別のところで交渉したらいかがですか？																		L	N		
87	水質汚染の懸念から処分場設置に反対する。	長期にわたる安全性が説明会で納得出来なかった。水量の少い、源流河川域での汚染物質流出懸念は、直下の農業用水取水、数キロ下の上水道取水に不安を覚える。当施設の為のペーパーカンパニーの長期存続の可能性に大変疑問を覚える。																			L		
88	7月13日(土)、長くて空虚な説明を聞いて、次のように意見を出します。 当日行われた説明は、当地域の生活環境上危険極まりない、粗悪な計画であると断ずる。従って、計画中止の意見です。	当地域の将来において、不健全な計画を推進することは、反対である。山紫水明の里山を微細も汚してはならない。																				C	
89	記載なし	大気・水質悪臭などさまざまな問題が最初はないと思うが年がたつにつれてさまざまな問題が出て来ると思います ですので反対します																				D	F
90	1.排煙処理でダイオキシン対策又、排水処理を敷地内調整地を設置するのか否か？ 2.敷地内は軟岩地質で施設内の遊水が地盤に浸透し、後に地下水に影響がでないのか？	1.日常、空気を吸う事で生きているが空気汚染になれば地球全体の亜熱帯化が進行する為。 2.農作物に影響を及ぼす為。																				D	F
91	水質汚染による水田の収穫の影響健康被害の懸念	土壌変化による悪臭、水質の変化による生物の環境変化																					F

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)												
92	<p>(1)事業計画書(P3)において③埋立量目安：約300m³/日 ④搬入台数等：1日平均20台(最大30台)4t~10t車と記載されていますが、コンクリートガラの単位体積重量1.480kg/m³で計算すると、4t車で2.7m³/台、10t車で6.7m³/台となり埋立量目安の300m³/日より、4t車だと111台/日、10t車だと45台/日必要となります。算出根拠を示して頂きたい</p> <p>(2)産廃処理に関する事例あり(参考)(別添) 説明会における意見(R6.7.14説明会より)</p> <p>1風評被害として産廃処分場が隣接している事自体商売上敬遠される。保障問題である。 2農業に従事している地域住民が築き上げた伊賀米ブランドの汚点となる。 3水質汚染・土壌汚染・大気汚染を100%防止することは無理。 安定型産廃処分場は安全という汚染される可能性がある。操業したら水道水源が汚染され健康被害をもたらす。裁判でも認められている事例あり。 4オオサンショウウオの生息地域に建設は不可では。 5事業計画会社の実態が不明 伊賀環境サービス(株)設立:R3所在:大阪府東大阪市 説明会には当該会社の職員は出席ゼロ委託業者1名他関係者2名本来、社長も出席して説明するのが筋、地域住民を何と思っているのか。今回の事業の為に設立された会社であり事業が終わったら解散するのではないのか。 もし汚染等が発生したら責任はだれがとるのか。 6計画している処理場の面積は、事業計画会社及びグループ会社が所有している土地の一部であり、完了後次々と拡大していくのではないのか。 7事業計画書の内容について 「各段階で検査します」とあるが検査の実施に当たって内部の検査員では信用できない。 目視確認とあるが見えない・臭わない有害物質もあるがどう確認するのか。 環境ISOの認定も受けていない会社ではダメ。必要と思われる検査が多くなされていない。再検討すべき。</p>	<p>(1)主は、搬出予定地、搬入車両の重量管理等についての記載がなされていない為過積載での運行が考えられる。</p>		B	C		E	F		H	I	J		L	M
93	<p>山田地区は、豊かな自然と精流に包まれ、生活基盤を生活の糧に「米づくり、良質の水」で生活してきた。上流に産廃処理施設建設などもっての他です。いかに上舌に説明されても検査された証拠も保証されるものではない。永年水質汚濁がないと保証されるものではない。処理施設は、絶対に作るべきではない</p>	<p>産廃処理施設は伊賀市に既に存在し2施設も要らない!</p>					F								
94	<p>埋たて工事が終了しても、永年の結果、不純物が発生しない事はない。最近の水質検査基準に新たな項目も追加されています。人工的な埋立てに完璧などない</p>	<p>天災地変(東南海地震)の確率高まるなか今更建設は反対である</p>					F			I					
95	<p>・他地域の処分場での水質検査で、結果、不良となった事はないのでしょうか。 ・埋立前の展開検査、浸透水検査等、常時チェック可能な設備及び体制を計画されているのでしょうか。</p>	<p>山田地区の水源地の上流に計画されている為。</p>					E	F					L		
96	<p>反対します。</p>	<p>記載なし</p>	A												

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)																
97	山田地区の水源地への汚染水の流出が心配の為建設反対	有害性のある廃棄物の搬入が心配される。								F									
98	水質の汚染が心配	以上により反対いたします。								F									
99	・ 廃棄物の運搬の為に大型トラック・ダンプが常時通るので排ガスによる大気汚染、騒音が発生する ・ 建設残土・ガラ等の安定処分場であるが、すべて管理できるとは思えない、水質の汚染が100%発生しないと約束できるのか?	以上により反対します。							E	F	H								
100	有害な重金属類の汚染による環境破壊が心配	反対します。								F									
101	○農業を主産業とするこの地域にとって、施設ができた場合、すべての項目で生活環境が保全されていくとは思えない。現場搬入時を含め大気・水質・土壌等の検査は第3者機関に委ねるべきである。 ○どうしても進める方向で考えるならば、親会社(?)が現在稼働させているという大津の施設の見学会を開催してもらいたい。	産廃施設はどこには必要なものであるということは理解しているが、設置されようとしている地域住民にとっては、決して好ましい施設ではなく、生活していくうえで不安しかない。そんな中で開催された2度にわたる説明会に、事業者である「伊賀環境サービス(株)」の社長が所用のためという理由で不在であった。聞くとところによると、阿波・布引の説明会でも同様とのこと。なぜ都合のつく日に開催しなかったのか?事業の詳細説明については協力会社の人が行うのはわからなくもないが、少なくとも挨拶ぐらいはあってしかるべきである。御社の概要もわからないし、企業理念には不信感しかない。							F							L		N	
102	下流にて飲料水、農業用水として利用している為上流部での最終処分場の建設に反対する	持ち込まれた廃棄物により人体、環境に影響する物品に触れた汚染水が川に流れ込む事が懸念される								F									
103	開発に良って、住民われわれに良きメリットが一つもない事が目に見えている、問題があつてからでは解決が出来ない。他府県で問題が出て解決が出来ない状態になっている。子供、孫の生活を考えると開発に反対をする。	記載なし	A																

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)													
104	水質検査は年1回と月1回とあるが異常が起きた場合対応が遅れる。毎日するのが望ましいが最低でも週1回実施するべきである。異常が発生した場合の対策や補障の内容がない。	未来に水質汚染や環境汚染の可能性を残す事は絶対に許されない。						F						K		
105	山田地区の水道水源である服部川上流阿波地区での産廃最終処分場建設反対 ・ 汚染水の流れ ・ 有害物質の流れ拡散が絶対ないと言えません	生活水道水、農業用水、服部川水源に頼る、汚染水が服部川に流出し長年汚染水を含む水道水を摂取を続けると身体への悪影響は多大						F								
106	大山田地域だけでなく、服部川の下流地域の住民への説明はどうなっていますか。 ボーダーラインストレスのレッドゾーンの一歩手前の計画のように思われます。 「安定型」だからOKではなく、基準値以下ならOKではなく、「ゼロ」であるのが大前提である。 基準値内でも、産廃があるというだけで風評被害が先走るように思います。	服部川～木津川流域で生活用水や農業用水として利用している地域も多々あるので大山内地区だけでなく伊賀市全体の問題として取り組んでほしい。						F						K		
107	特に水質、土壌から反対です(特に)	○やはり水質、特に生活飯水の汚染が心配です。服部川水源にしか頼る所がないし、すぐに汚染されないとしても長い年月には汚染される可能性が大きいと思います。 ○稲作の水も汚染される可能が大、稲作農家が多くを求める山田地区の問題でもあると思います。						F								
108	1風評被害として廃棄処分場が隣接している車自身体商売上敬遠される。保障問題である。 2農業に従事している地域住民が築き上げた伊賀米ブランドの汚点となる。 3水質汚染・土壌汚染・大気汚染を100%防止することは無理。 安定型産廃処分場は安全というが汚染される可能性がある。操業したら水道水源が汚染され健康被害をもたらす。裁判でも認められている事例あり。 4オオサンショウウオの生息地域に建設は不可では。 5事業計画会社の実態が不明 伊賀環境サービス(株)設立:R3所在:大阪府東大阪市 説明会には当該会社の職員は出席ゼロ→委託業者1名他関係者2名、本来、社長も出席して説明するのが筋、地域住民を何と思っているのか。今回の事業の為に設立された会社であり事業が終わったら解散するのではないか。もし汚染等が発生したら責任はだれがとるのか。 6計画している処理場の面積は、事業計画会社及びグループ会社が所有している土地の一部であり、完了後次々と拡大していくのではないか。 7事業計画書の内容について 「各段階で検査します」とあるが検査の実施に当たって内部の検査員では信用できない。 目視確認とあるが見えない・臭わない有害物質もあるがどう確認するのか。 環境ISOの認定も受けていない会社ではダメ。 必要と思われる検査が多くなされていない。再検討すべき。	記載なし		B	C		E	F		H	I	J		L	M	

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)															
109	①採水者及び分析者は第三者でなければならない ②今回計画の安全型処分場から、フッ素化合物が化学反応をおこし、PFAS(有機フッ素化合物)が発生し、環境水にたれ流しになり、飲料水として使用されている事が社会問題となっている。この物質は米国で発ガン物質であることを報告され大問題となっている。水俣病は有機水銀における海洋汚染、イタイイタイ病は銅山から溶出した環境水が原因である ③現状の生物調査がなされていない。	①当該者による採水、分析では信用性を欠くため、広く地域住民に安全性を示して欲しい ②化学反応による発ガン物質が発生している事が、日本でも数多く知られる様になった ③サンショウウオだけが生物でない。詳細な動植物の現状を把握しておき次世代に継承して行くのが、現生に生きる者の責務である							F									M
110	事業計画の概要に、「最終処分場は日本の産業発展や国土の保全のために必要不可欠な施設」とあります。 そんなに大事なのなら、御社の地元(東大阪市)でやれ。	水道の水質汚濁や、伊賀米等の風評被害が出る。		A													J	
111	浸透水溜池に集中された浸透水は、水処理施設で処理した後、既存水路に放流し、最終は服部川へ流入します。とあるが	安全な水であるのなら、服部川に放流するのではなく、タンクローリーで大阪まで運んで、生活用水に使う覚悟があるのか？ 本意をお尋ねしたい。							F									
112	私達が飲んでる。水道水に問題はないのか	日々、安心して飲んでる水道水に何か問題がないか							F									
113	施設稼働時に、発生する、排水の影響による様々な影響に関し十分な説明が必要だと思います	大山田地域は、環境に恵まれた、水稲の産地であり農作物への影響が懸念される。							F									
114	水質や悪臭が原因で、米の風評被害が心配です。 もしその様なことが発生したら、大山田の農産物すべてを買い取って下さい。	大山田は村の時代から、水環境を守り、農業を行ってきた。 意見に置いたことが発生すれば農家の生活をうばうことになる。						D	F							J		
115	安定型処分場の建設反対	埋め立てする処分場で汚水処理もしない為 有害物質の流出、汚染の危険性がかなり高い							F									
116	建設には反対します。	水質汚染を心配します。 不安。							F									
117	建設に反対します。	水質汚染が心配だから							F									

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)													
118	<p>私は、伊賀市下阿波における安定型産業廃棄物最終処分場の建設に対して強く反対します。以下にその理由を詳述いたします。</p> <p>1.環境への悪影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川・地下水汚染のリスク:産業廃棄物は有害物質を含む可能性があり、適切に管理されない場合、河川・地下水の汚染が懸念されます。河川・地下水は地域住民の飲料水源でもあり、その安全性が脅かされることは重大な問題です。 ・生態系への悪影響:処分場の建設と運用により、周辺の生態系が破壊される可能性があります。特に、希少動植物が生息している場合、その影響は取り返しのつかないものとなります(動物としては、天然記念物オオサンショウウオへの悪影響・植物としては、伊賀米をはじめとする農作物への懸念) <p>2.健康への悪影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の健康被害:産業廃棄物からの有害物質が大気や水源を汚染することで、地域住民の健康に悪影響を与える可能性があります。特に、長期的な曝露による健康リスクは無視できません。 <p>3.経済的悪影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域経済への悪影響:処分場の存在は、地域のイメージを損ない、観光業や農業など地元産業への悪影響が懸念されます。これにより、地域の経済が停滞する可能性があります(風評被害) ・不動産価値の低下:処分場の建設は周辺の不動産価値を下げる要因となり、地域住民の資産価値が減少することになります。 <p>4.社会的悪影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の分断:処分場の建設を巡る意見の対立が地域社会を分断させる可能性があります。地域住民間の信頼関係が損なわれ、コミュニティの一体感が失われることは、長期的な社会的問題を引き起こします。 <p>5.代替案の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私としては、持続可能な業務として地域住民に快く受け入れられ、ましてや誘致を求められるような施設を代替案として提出を願っています。 	<p>◎結論</p> <p>以上の理由から、私は伊賀市下阿波における安定型産業廃棄物最終処分場の建設に反対します。地域の環境、住民の健康、経済、社会の安定を守るためにも、このプロジェクトの中止を強く求めます。</p>														
119	<p>計画区域は、地域住民の飲料水の水源、伊賀米づくりに不可欠な、水利である。区域内の調整池では、水質検査は行われるのか?汚染された場合は、損失補償はあるのか?</p>	<p>米づくりによる営農活動を継続するため。</p>														
120	<p>ISO14001の取得はいつ頃の予定をしているのでしょうか。もし取得しないのであればその理由をお答えください。私は水稲農家ですが、水質汚染により、米が売れなくなった時の補償はどの様にしてくれるのでしょうか。</p>	<p>社内の水質検査では、データの改ざんあるいは検体のすり替えが行われる可能性が考えられますのでそれを第三者機関に査察してもらいたいです。</p>														
121	<p>説明会では安全な物質を埋め立てるとありましたが、万が一人体・自然に有害な物がまざっていた場合、また地震等で埋め立てた物が出てきた場合に周辺の農畜産物に対する風評被害が発生した時の保証についてどういう考えか教えていただきたい。貴社の名前にもある伊賀地域全域では、R5年度のJAの資料によると米で29億円野菜で5億円、肉牛で13億円の販売高があり、福島風評被害までいかずとも上記の農畜産物が影響を受ける事となる。貴社のみならず関連会社全てを公表し、連名で風評被害発生時の保証について念書を作成していただきたい。</p>	<p>農家にとっては生産物の販売価格が生活に直結している。安定型とは言え産廃がある事で、また万が一事故がおこった際に生産物が売れなくなる事は生活環境の保全の観点から重要な点であると考えます。</p>														

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)																				
122	のみ水がよごれているのはこまります	のみ水は大切だ										F											
123	飲料水の汚れは困る。	飲水は生活上重要なものであるから											F										
124	処分場を管理し続ける体力が会社にあるか不安。倒産した際に責任を引き継ぐ体制が不明なので建設反対。 管理者がいなくなった後、周辺環境への影響が心配。	処分場建設のためだけに作ったような会社が管理をし続けるとは思えない。親会社はデイリーかもしれないが責任を取る事も明らかにされていない。埋め立てて、儲けるだけ儲けたら計画倒産しそうな会社に産廃の処分場管理は続けられない。														I					L		
125	1.何故事業計画地が選定されたのか? 服部川流域に生活されている多くの方が専業・兼業には関わらず農業に尽力されている活気のある地域と見ます。伊賀米も全国の作況の悪化が伝えられる中、Aクラスの汚価を得ています。又、伊賀牛の生産についても昨今、海外輸入の飼料の高騰により、飼料米の生産も必要不可欠となりましょう。 又、伝統的に伊賀の酒造りに於いても大事な酒米の供給に励んでおられる農家にも、今回の事等についての不安は測り得ないものと感じます。もしも、問題が発生した場合は何処に於いても取り返しのつかない事になるケースを見解します。 この地域が限界集落とか産物状態ある様な地域でない事から、無理を通して計画を推進される事については今後の大山田の存続に関わる重大な禍根を残す事になりかねないと本当に思いますし危具致しております。	記載なし																			C		
126	産業廃棄物に反対します。	景観に悪い。																				A	
127	私は、伊賀米ブランドに惚れ、伊賀中で一番うまい米と思い人生を賭けています。上流で最終処分場が出来れば、もう、伊賀米は、ただのブランド無しの米になり、伊賀地区の魅力が消えます。米だけではありません。農産物全てです。魅力が無の地域には、人も集まらない、住まない様になります。私は、この計画に対して、断固反対します。	記載なし											F										
128	日常生活において、水道水や農作物を飲み食いすることで私達の健康を害することがないという、安心、安全性の確証はあるのか	日常生活において、何か問題がおきてからでは遅いと思うので不安です																				F	
129	産業廃棄物場が出来ることに伴う水質土壌汚染、悪臭等の心配があり、計画場所の再検討を要望します。	産業廃棄物処理所の建設予定地は、周りに水田、川等があり、化学物質が土壌に流出、水路に流れこみ人体に悪影響が出ないか又悪臭も運搬途中を含めて絶対漏れないか等の数多くの不安材料があります。																				D	F

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)													
138	山田地区の上流域に、産廃最終処分場が建設された事により、その他の土壌に有害物質が蓄積されるリスクが発生する可能性があることから、建設には反対です。	最終的には、下流域である山田地区の水源地に汚染水が流出し、飲水や米を始めとして、あらゆる濃作物や生活に悪影響が出る可能性がある事に対して、非常に大きな不安や恐れを抱いているためです。産業最終処分場が建設されてしまう事で、現在の住民や、子ども達の将来が脅かされることを、大変危惧しております。									F					
139	阿波地域に計画している産業廃棄物最終処分場の建設に反対します。	汚染水の流れが危惧されます。私共の山田地区は水道の水源地として服部川の水を利用したり、米作り等に活用しています。伊賀米の風評被害心配です。									F			J		
140	御社企業理念をお聞かせ下さい。 親会社の「デイリー社」さんの企業理念経営政念とは反していませんか??	どのような企業理念の基で産業廃棄物処理を行うのか分からない。													L	
141	建設に反対します。将来にわたって住民が不安を背負うことになってしまうと考えます。	汚染水が流出し、飲み水や農業用水に影響を与えることがきぐされるため	A								F					
142	水道水の汚染が気になるので反対です	記載なし									F					
143	安定型処分場の建設反対	有害物質の流出により、水道水から、健康被害の出るおそれがあるため									F					
144	現地調査結果の水質、大気等の数値は、予測だけでは、正確に数値は算出不可! 5年先、10年先、水質の想定より許容をこえる水質の悪さが出るのでは! それ以上の被害が発生した場合、貴社は、しっかり当、阿波、山田、布引地区に賠償金を出せるのか?!	産廃施設建設に反対です!!							D		F					
145	水道水、又主食である米の大切な用水なので有害物質流出の危険あるため反対する。 地区民が安全に生活できない										F					
146	最も危険性が指摘されている最終処分場であり汚染水の流出がないと納得する説明会ではなかった (第三者機関による検査結果ではない) ただちに、建設計画を止め徹退を願いたい	風評被害の懸念がぬぐえない 子孫の健康を守るため									F				N	

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)															
147	安定型処分場に義務付けられていない汚水処理施設を設置する計画となっているが、汚水の集水は部分的に設置された集水管のみであり、集水管伊賀市の場所に浸透した汚水は地下水等により外部に流出する恐れがある。流れ出した汚水は、下流域を水源とする山田水源を汚染し山田地域住民の飲料水が汚染される恐れがある。本計画では処分場外に拡散していくことを防止する手段となっていない。	水道水の安全性の確保のため。										F						
148	水道水中の有機フッ素化合物の国の水道管理目標設定項目(暫定目標値はPFCSとPFOAの合算で50ng/L以下)に設定されています。 説明会では、PFASの検査も視野に入れていかないと考えているとの回答があった。是非とも検査をすべきと考えるが…。	水道水の安全性の確保のため											F					
149	●持ち込まれる処分物について 持ち込まれる処分物については目視や臭い、展開検査及びマニフェストとの照らし合わせにより許可品(安定型5品目)を区別する計画となっているが、プラスチックの添加剤や可塑剤等の有害物質の混入は免れないとの判例もある。説明会では、問題が懸念されるような廃棄物は事前にゲーター等において確認し、放射性物質など勝手に廃棄すると犯罪でありそのような業者と契約はしないと回答された。しかしながら、絶対に有害物質が混入されない証左はなく、有害物質の混入は不可避と思うため、第三者による最終チェック体制が必要である。	水質汚濁の観点から							B						E			
150	伊賀市水道水源保護条例第15条には、何人も水源保護区域内において規制対象事業場を設置してはならないと定められており、条例第2条第4項には水道に係る水質を汚濁し、又は汚濁する恐れのある工場その他の事業者は、第12条第3項に定める規制対象事業と認定される。よって、山田水源の汚染の恐れから「規制対象事業場」と判断し、計画されている最終処分場は設置してはならないと解する。	水質汚濁の観点から																M
151	この世に生れる人間、動物植物みなきれいな水空気で生きている。 その物を破す事は人として、してはならない事です。 でつ対反対します。許す事はできません。	記載なし													F			M
152	オオサンショウウオが生息する河川流域において産業廃棄物最終処分場を設置することが何をもって三重県環境基本条例の目的に定める「環境の保全」を担保するのか。 また、権威とされている●●●●さんの指導内容を公開してください。	説明会における回答では、事業の実施により影響を与える動植物に関しては移植などして対応するとしているが、移植をしなければいけない事態など論外であり、事業計画を認められない。																M
153	埋立計画断面図においては、土留めとなるべき擁壁が土堰堤となっており、近年の集中豪雨等では想定外の崩壊を招き災害を発生させる恐れがあると思われるが、どのような設計計算により安全を確保できているのか	5年間の集中的産廃投棄であり地盤が不安定であるため災害の発生確率が高く事業計画を認められない。														G		M N
154	①説明会で出た資料の環境評価結果には、基準に入って良いことばかり強調して書かれています。しかし、答えだけ書いており、どのように評価したのか過程が見えません。見た感じ、自作自演のような感じでこれでは信用出来ません。もっと詳しい評価の過程を示して説明してください。 ②排水処理施設を設置し、活性炭で吸着して処理するようになっていますが、活性炭は定期的に入換をしないと吸着性能が落ちます。 この点はどのように考えていますか。	記載なし													F			N

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)											
155	水道水源林で水源かん養の役割を持つ樹木を伐採・森林破壊をし、ゴミ問題解決という美名のもと作られた処分場から有害物質の流出による土壌汚染並びに河川の水質汚染という新たな公害の発生が懸念されます	地域住民(とりわけ生活用水・農業用水として利用する者)にとって、回復しがたい生命・健康上並びに農地を含む土地を汚染されることによる財産上の受忍し難い被害を防止する為												M
156	当該処分場の建設は、有機物の流出による生態系への回復し難い悪影響(水生生物の死滅及び減少)、とりわけ多様な水生生物が棲む上流域河川が汚染・破壊され水環境を含む地域の景観と特性(森林に囲まれ育まれた水とそこに棲む生物と人々の暮らし)を破壊する行為に他ならないのではないのでしょうか?	有害物の流出による生態系への悪影響を懸念するため、とりわけ清流に生息するオオサンショウウオが生息できる程の自然環境(エサとなる生物の生息を含む)が破壊される恐れがある為					F							M
157	もし、処分場が許可された場合、建設工事開始から事業終了後も森林再生までの間、伐採された森林及び隣接森林からの土砂流出や山地崩壊は誰が責任を持って回復を行うのですか?又、有機物の流出と思われる水環境・住生活・健康への被害・影響が出た場合、責任の所在と、現状回復・被害弁償の義務は誰が負いますか?	森林を含む水環境・住環境に深刻な影響が表面化するのが貴事業会社が解散後で責任者不在では公害の発生が懸念されるにも関わらず、住民の反対を無視して許可を出した県(知事)、水道水源保護条例があるにも関わらず反対しきれなかった(審議会)・市による公費回復を求めることになる為					F						L	M
158	事業終了後の当該処分場の扱いはどうなりますか?まさかゴルフ場ではないですよね?貴事業会社並びに貴グループ会社が連帯して森林への回復を求めます。 その場合の裏付けとなる費用を事前に基金として設ける又は供託する又は貴グループが連帯して負う連帯債務として保証される予定はありますか? ヤマサキ氏サカイ氏同席での貴社代理のオオシロ氏の「悪影響はない・負の側面はない」という趣旨の発言や、反対意見に対するオオシロ氏の否定的態度に対して、住民を安心させるためにも具体的なお考えをお示し下さい。尚「他でやっているから大丈夫」「問題ありません」は回答になりませんので、宜しく御回答下さい。	許可後の建設工事・事業開始に伴う森林伐採による土砂流出・水質汚濁による水環境景観を含む森林環境、並びに生活用水・農業用水を含む住環境の悪化に対する損害賠償に備える為	A									I		M
159	産業廃棄物処理施設には反対です。 国道163号線の拡幅及び歩道設置	大山田地域は、高齢者が非常に多い。又子ども達も通学で利用している。交通弱者の為、安全確保するべき。										H		
160	反対です。 会社の実態が分からない	未来永劫まで、管理出来るのか 信憑性がない												L
161	反対です。 ゴルフ場開発の予定地	その昔、ゴルフ場の計画があり、そのままゴルフ場が開発された場合は①土を動かす量の規制②調整池の設置と容量③排水計画④堰堤をはじめとする土留め⑤進入路の交通安全対策などの規制が多くあり、ゴルフ場全体が地域と共生するための要項があったと聞いている。 しかし今回の計画は、ゴルフ場計画のごく一部でその後順次増やしていくとも聞いているが、今回の計画については、最終の開発計画を示してください。その上で本計画の位置付けを示してください。 とても小さく産んで知らない間に大きく開発が進む事を危惧します。											C	

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表(山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解(該当区分)												
162	コンガラの有害物質について 反対です。	コンクリートには、一定の六価クロムが含有されていると聞いています。それらが一ヶ所に集積されて密度が増し、六価クロムの環境汚染につながる不安が拭えない。また、解体コンクリートにも解体された事業所によっては、例えばメッキ工場などは有害な物質がコンクリートに付着している可能性が拭えず、排出先に開発前に特定することが可能か?不可能であれば埋め立て前に廃棄物の汚染検査が可能か? 不可能であれば無責任な賛成はできない。								E					
163	河川に生息する動植物などに対する影響 反対です。	オオサンショウウオをはじめとして、服部川に生息する動植物に、①開発時の影響②事業開始から未来永劫までの影響が不明で私たちができる根拠がない。												M	
164	反対です。 今、安定型の処分場が必要性がわからない	リサイクル社会と叫ばれて長年経過しているが処理の対象物を見ると、全てリサイクル可能と考えますが安定型が必要な理由が分からない。よって①必要性の理由②排出先の明示③排出先の環境に取り組む姿勢④リサイクル不可能な根拠	A												
165	産廃処理場の開発を反対します。 トラックの搬入による騒音を危惧します。	R163沿いに自宅があり、現在もトラックの騒音や家の揺れがある。これ以上トラックの交通量が増えるコトは心身への影響がある。										H			
166	反対です。会社としての実態、実績が全くなく、名議のみの会社の為、信用できません。地域住民の方の意見や質問に対して真摯に向き合おうという印象を受けません。生活水や農業用水として利用している水の水源地近くだという事を端から念頭に置いていない、利益優先な土地の選出場所だ。納得のいく業務実態と実績を提示下さい。	会社として何か問題があった時に、責任をとる姿勢が見うけられない											K	L	
167	伊賀環寛サービス株式会社を信用できず 産廃処理場を反対します!!	会社の詳細(スタッフ数、実績etc)が不明であり安心して処理場を賛成できない。												L	
168	会社の実態が分からず、貴社を信用できず 産廃処理場をつくるコトを賛成できない。	実績、従業員数など会社の詳細が不明である。 安心して任せるコトはできない。												L	
169	反対です。 子供の通学等が、トラックによって危険に晒されるので、国道163号線に歩道を確保してほしい	高齢者が多く、子供の命も危険に晒される為											H		
170	反対です! 土壌・水質共に汚染はされないという根拠も、明確な保証も示されていない中、地域住民の納得がないまま話が進もうとしているのはなぜか?説明をするべき代表の方が説明できない、説明会に現れないのはなぜか?代表のかわりに来られた方も納得がいくような説明ができないのはなぜか?	誰も納得がいく説明がなされていない中で、事行が進んでいく事に不信感しかない為								F				N	

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)																	
171	ゴルフ場開発の予定地、計画があり、そのままゴルフ場が開発された場合 ①土を動かす量の規制 ②調整池の設置と容量③排水計画④堰堤をはじめとする土留め ⑤進入路の交通安全対策などの規制が多くあり、ゴルフ場計画のごく一部で、その後順次増やしていくとも聞いているが今後の計画を示して下さい。	今後の計画の見通しがまったくされていない為。	A																	
172	・今、安定型の処分場の必要性がわからない。	リサイクル社会が叫ばれて長年経過しているが、処理の対象物を見ると、全てリサイクル可能と考えますが、安定型が必要な理由が分からない。よって・必要性の理由・排出先の明示・排出先の環境に取り組む姿勢・リサイクル不可能な根拠	A																	
173	国道163号の拡幅及び歩道の設置	大山田地域は高齢者の方が国道を歩く、又自家用車は移動に必要な不可欠な手段であるとともに子ども達も通学に自転車を利用している。以上の観点から国道の拡幅、歩道の設置は必要である																	H	
174	コンクリートの有害物質について	コンクリートには、一定の六価クロムが含まれていると聞いています。それらが一ヶ所に集積されて密度が増し六価クロムの環境汚染につながる不安が拭えない。また、解体コンクリートにも、解体された事業所によっては、例えばメッキ工場などでは有害な物質がコンクリートに付着している可能性が拭えず、排出先を開発前に特定することが可能か?不可能であれば、埋め立て前に廃棄物の汚染検査が可能か?不可能であれば、無責任な賛成はできない。																		E
175	ゴルフ場開発の予定地	その昔、ゴルフ場の計画があり、そのままゴルフ場が開発された場合は①土を動かす量の規制②調整池の設置と容量③排水計画④堰堤をはじめとする土留め⑤進入路の交通安全対策などの規制が多くあり、ゴルフ場全体が地域と共生するための要項があったと聞いている。しかし、今回の計画は、ゴルフ場計画のごく一部でその後順次増やしていくとも聞いているが、今回の計画については、最終の開発計画を示して下さい。とても、小さく産んで知らない間に大きく開発が進むことを危惧します。																		C
176	河川に生息する動植物などに対する影響	オオサンショウウオをはじめとして、服部川に生息する動植物に①開発時の影響②事業開始から未来永劫までの影響が不明で、私たちが賛成できる根拠がない																		M
177	今、安定型の処分場必要性がわからない	リサイクル社会が叫ばれて長年経過しているが処理の対象物を見ると、全てリサイクル可能と考えますが、安定型が必要な理由が分からない。よって①必要性の理由②排出先の明示③排出先の環境に取り組む姿勢④リサイクル不可能な根拠	A																	
178	反対します。 地元住民から賛成意見はなく、反対しかないのに事業を進めるメリットは何ですか? 過去の事例から、安定型処分場による環境への被害が多数あると聞きました。山田地区が絶対安全であるとのようにして証明していただけますか?	住民への安全への保証がないままでは不安ですし、事業主の方が責任を持って処理場の管理をしていただけるか分からない。	A	B																

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)															
179	産廃処理場について反対します。 以前、ゴルフ場の計画がありそのままゴルフ場が開発された場合は ①土を動かす量の規制 ②調整池の設置と容量③排水計画 ④堰堤をはじめとする土留め⑤進入路の交通安全対策があった。今回の計画の最終開発計画を示してほしい。	小さく産んで知らない間に大きく開発が進むコトを危惧する。	A								C							
180	産業廃棄物処理施設には反対です。 搬入台数が1日20~30台とあるが、国道163号線へ影響が考えられます。 ・歩行者への危険(歩道の設置を求めます) ・トラックの通行時の騒音	歩道のない道路が多く、高齢者が多く事故発生率も 現在高い。交通量が増コトで更なるキケン性が高まる。												H				
181	産廃処理場について反対します! コンガラの有機物質についてコンクリートには一定の六価クロムが含まれていると聞いている。 それらが1ヶ所に集積されて密度が増し、六価クロムの環境汚染につながる不安が拭えない。	有害な物質がコンクリートに付着している可能性は拭えなく排出 先を開発前に特定することが可能か。不可能であれば、埋め立て 前に廃棄物の汚染検査が可能か。不可能であれば無責任に賛成は できない。															E	
182	産廃処理施設の設置には反対いたします。 ・農作物(伊賀のブランド米等)に対する風評被害あった場合の保証は? ・安定型の処分場は有害物質を含まないとされているが、目視では確認できない有害物質が0とは言いき れない。全く含まれていない事を証明してほしい。 また、気づかず含まれていた有害物質によっては健康被害が起こった場合の調査方法と保証内容(金額等) を具体的に明示してほしい。	将来、子ども達にかかる悪影響が心配 さらなる人口減少に拍車がかかる 地元住民の住みにくい土地になってしまう									B							J
183	反対です。 水質に問題が発生した時、伊賀地域全域で利用されている服部川の水で作られた農作物に対して、風評 被害や実害についてはどういった見会ですか? 保証と保証額について詳しい額と内容の提示を示して下さい。	農業で生計を立てている人が多い地域なので、風評被害が出た時 点で、生活が困窮する為。																J
184	水道水の水質汚染に対する不安が拭えないため、本計画に反対します。 自分たちの暮らす土地から出たのではない処理物を埋設されることに強い違和感があります。「日本全 体における産業の安定した経済活動を支えていくため」(御社「事業計画の概要書」より引用)に田舎が犠 牲になれと言われていた気分です。 サスティナブルな社会を目指すというのであれば、処理物を減らす工夫や処理物が発生した場所付近で の処理などを検討するべきだと思います。収益を上げるための開発を都会で行い、その際に出たゴミは 田舎へ押し付けるという構造が本当にサスティナブルなんでしょうか?	奈良地方裁判所平成21(行ク)6の裁判要旨 https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=80260 環境省の資料「安定型最終処分場に係る対策の検討状況につ いて」 https://www.env.go.jp/council/former2013/03haiki/y0320-07/ref07.pdf にあるように産業廃棄物の中に安定型産業廃棄物以外の有機物等 も含まれる懸念があるため	A								B						F	
185	水道水の水質汚染に対する不安が拭えないため、本計画に反対します。 自分たちの暮らす土地から出たのではない処理物を埋設されることに強い違和感があります。「日本全 体における産業の安定した経済活動を支えていくため」(御社「事業計画の概要書」より引用)に田舎が犠 牲になれと言われていた気分です。 サスティナブルな社会を目指すというのであれば、処理物を減らす工夫や処理物が発生した場所付近で の処理などを検討するべきだと思います。収益を上げるための開発を都会で行い、その際に出たゴミは 田舎へ押し付けるという構造が本当にサスティナブルなんでしょうか?	奈良地方裁判所平成21(行ク)6の裁判要旨 https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=80260 環境省の資料「安定型最終処分場に係る対策の検討状況につ いて」 https://www.env.go.jp/council/former2013/03haiki/y0320-07/ref07.pdf にあるように産業廃棄物の中に安定型産業廃棄物以外の有機物等 も含まれる懸念があるため	A									B					F	

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)													
186	<p>水道水の水質汚染に対する不安が拭えないため、本計画に反対します。</p> <p>自分たちの暮らす土地から出たのではない処理物を埋設されることに強い違和感があります。「日本全体における産業の安定した経済活動を支えていくため」(御社「事業計画の概要書」より引用)に田舎が犠牲になれと言われている気分です。</p> <p>サステナブルな社会を目指すというのであれば、処理物を減らす工夫や処理物が発生した場所付近での処理などを検討するべきだと思います。収益を上げるための開発を都会で行い、その際に出たゴミは田舎へ押し付けるという構造が本当にサステナブルなのでしょうか？</p>	<p>奈良地方裁判所平成21(行ク)6の裁判要旨 https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=80260 環境省の資料「安定型最終処分場に係る対策の検討状況について」 https://www.env.go.jp/council/former2013/03haiki/y0320-07/ref07.pdf にあるように産業廃棄物の中に安定型産業廃棄物以外の有機物等も含まれる懸念があるため</p>	A	B												
187	<p>水道水の水質汚染に対する不安が拭えないため、本計画に反対します。</p> <p>自分たちの暮らす土地から出たのではない処理物を埋設されることに強い違和感があります。「日本全体における産業の安定した経済活動を支えていくため」(御社「事業計画の概要書」より引用)に田舎が犠牲になれと言われている気分です。</p> <p>サステナブルな社会を目指すというのであれば、処理物を減らす工夫や処理物が発生した場所付近での処理などを検討するべきだと思います。収益を上げるための開発を都会で行い、その際に出たゴミは田舎へ押し付けるという構造が本当にサステナブルなのでしょうか？</p>	<p>奈良地方裁判所平成21(行ク)6の裁判要旨 https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=80260 環境省の資料「安定型最終処分場に係る対策の検討状況について」 https://www.env.go.jp/council/former2013/03haiki/y0320-07/ref07.pdf にあるように産業廃棄物の中に安定型産業廃棄物以外の有機物等も含まれる懸念があるため</p>	A	B												
188	<p>事業計画の概要書、八段目“豊かな自然との調和を図りながら”とありますが、本計画のどの部分が、豊かな自然と調和していると考えられていますか。</p>	<p>私的事由において、説明会に参加できず、関係書類を拝読しても内容の理解が進まなかったため意見書を提出することにしました。本計画の安定型産業廃棄物最終処分場が阿波地区の豊かな自然と調和しているという考えが資料から全く理解できません。根本的に処理場と豊かな自然とは相反するものだと考えます。自然と調和するための対策などされているのであればご教示願いたく存じます。</p>	A													

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の意見書に対する見解該当区分一覧表 (山田地域住民自治協議会様)

NO.	意見	理由	見解 (該当区分)													
189	<p><意見></p> <p>1.処理する産業廃棄物の種類からの金属くずの除外</p> <p>2.最終処分の前工程となる産業廃棄物の分別や中間処理の内容の明確化</p> <p>3.事業計画段階での作業員の教育方法および教育内容の記録・保管方法の具体的な策定。</p> <p>4.市民へのマニフェストや各種定期検査結果の公開や、稼働中の最終処分場の見学など、一般市民への情報公開方法の策定。</p> <p>5.ISO14001の取得</p> <p>6.有機フッ素化合物(PFAS)に対する対応についての事業計画書への記載。</p> <p><理由></p> <p>伊賀環境サービス株式会社殿(以降貴社と呼称させていただきます)のwebサイトにて公開されている"生活環境影響調査報告書.pdf"を始め、今回の貴社による産業廃棄物の最終処分場の設置計画において、デイリー社グループ殿(以降貴グループと呼称させていただきます)が滋賀県大津市で20年間にわたる安定型産業廃棄物最終処分場の運営実績を有していることが、貴社が産業廃棄物(安定型5品目(石綿含有産業廃棄物を含む))の最終処分場を安全かつ適切に運営できることを保障する証拠であるように述べられております。しかし現在貴グループが滋賀県大津市で運営している産業廃棄物の最終処分場、大津夢の里第二最終処分場のwebサイトを拝見すると、こちらでは安定型5品目(石綿含有産業廃棄物を含む)から金属くずを除いた4品目のみの処分が許可されております。このことより、貴社および貴グループでは金属くずの最終処分場の運用実績が無いのではないかと考えており、本計画の最終処分場で扱う品目から金属くずを除くべきと考えております。</p> <p>2.について</p> <p>本計画の事業計画にも記載されておりますが、現代社会は循環型社会の形成に向け、廃棄物の減量化や廃棄物の適正処理に関する施策を推進し、サステナブル(持続可能)な社会を目指していく必要があります。そして廃棄物の減量化や廃棄物の適正処理においては最終処分場よりも前の段階、廃棄物の分別と中間処理が重要になります。しかしながらこの分別や中間処理について、事業計画書などでは具体的な記載はありませんでした。最終処分場で最終処分を行う産業廃棄物について、適切に分別や中間処理が行われ、減量できるものは減量し、再利用できるものは再利用に回し、どうしても埋め立て処分せざるを得ないものだけが最終処分されるよう、事業計画段階から検討を行い、事業計画書に組み込む必要があります。例えば、貴社独自の中間処理業者に関する規格を定め、それに適合した中間処理業者のみから廃棄物を受け入れる、あるいは貴グループで責任をもって分別や中間処理までを行うなど。</p> <p>3.について</p> <p>最終処分場が計画どおりに適切に運営されるかどうかにおいて、実際に作業を行う作業員の教育と、適切に教育が行われていることでの管理・監視が重要となります。これを確実に行うためには、事業計画段階で作業員に行う教育の内容とその方法、教育記録の保管方法などを検討・策定しておく必要があります。事業計画書に盛り込んでください。</p> <p>4.について</p> <p>最終処分場が適切に運営されているかどうか、地域の市民が確認・監視するためにはマニフェストや各種検査結果の公開や、最終処分場の一般公開などの情報公開が必要です。これらについて、事業計画段階で策定し、事業計画書などに記載してください。</p> <p>5.について</p> <p>貴社が自身の企業活動が環境に及ぼす影響を管理できている事業者であることが第3者機関により証明されることになるので、取得してください。</p> <p>6.について</p> <p>昨今問題になっている有機フッ素化合物(PFAS)について、産業廃棄物の最終処分場の設置を計画している事業者として、貴社には自身の企業活動が地域のPFASの量に与える影響や、PFASに対する姿勢を説明する責任があると考えます。貴社の企業活動が地域のPFASの量に与える影響の評価を行い、事業計画書や環境影響調査報告書に記載してください。また貴社の企業活動によって地域のPFASの量に影響があるとした場合は、PFAS量の検査や、基準値を超えた場合の対応などについて事業計画書に記載してください 以上</p>	<p>伊賀環境サービス株式会社殿(以降貴社と呼称させていただきます)のwebサイトにて公開されている"生活環境影響調査報告書.pdf"を始め、今回の貴社による産業廃棄物の最終処分場の設置計画において、デイリー社グループ殿(以降貴グループと呼称させていただきます)が滋賀県大津市で20年間にわたる安定型産業廃棄物最終処分場の運営実績を有していることが、貴社が産業廃棄物(安定型5品目(石綿含有産業廃棄物を含む))の最終処分場を安全かつ適切に運営できることを保障する証拠であるのように述べられております。しかし現在貴グループが滋賀県大津市で運営している産業廃棄物の最終処分場、大津夢の里第二最終処分場のwebサイトを拝見すると、こちらでは安定型5品目(石綿含有産業廃棄物を含む)から金属くずを除いた4品目のみの処分が許可されております。このことより、貴社および貴グループでは金属くずの最終処分場の運用実績が無いのではないかと考えており、本計画の最終処分場で扱う品目から金属くずを除くべきと考えております。</p>	A				E	F						L		

